

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果

－関東地域における臨時災害放送局に関する審査基準の改正－

(意見募集期間：令和4年5月12日(木)～同年6月10日(金))

提出された意見及び意見に対する総務省の考え方

■意見提出件数：2件(全て個人)

No.	意見提出者	提出された意見(全文)	総務省の考え方	修正の有無
1	個人	放送大学学園の衛星波移行後の跡地が課題となっていたが、跡地の有効活用の点から賛成する コミュニティFMが周辺にある中、妨害を与えぬ様配慮した上での再利用を期待する	頂いた御意見は、改正案に対する賛同意見として承ります。 なお、臨時災害放送局の免許にあたっては、関係法令等に則り適切に行ってまいります。	無
2	個人	2つの周波数が空いているなら、現状の周波数帯も含めて、全て競争入札にかけるべきでは？新たに参入したいところもあるでしょうに。現状の放送局は、安い使用料しか払っていないし、ニュースの内容も偏っているの、新たな事業者を入れて、正常化を図るべきです。これはfm放送に限らず、地上波も含めてそうすべきです。	本件は、令和4年3月に公表された「放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ(放送大学の地上放送跡地及びV-Low帯域)」において放送大学のFM放送跡地(77.1MHz及び78.8MHz)を臨時災害放送局の周波数とすることが適当であるとされたことを踏まえて、電波法関係審査基準の一部を改正するものです。	無